

企画競争実施の公示

平成30年12月7日

東北運輸局 交通政策部長 藤澤義人

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名及び概要

東北地方における「交通」の維持・確保に向けた多様な交通手段の活用方策等の検討調査

(2) 業務内容 別紙「説明書」のとおり

(3) 履行期限 平成31年3月28日（木）

2. 企画競争参加者資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」において東北地域の競争参加資格を有するものであること。（但し、地方自治体を除く）今年度初めて企画提案書を提出する際には、本資格を有していることを証明するため、当該資格審査結果通知書の写しを添付すること。

(3) 東北運輸局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表」の提出

「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づいた認定を受けているワーク・ライフ・バランス等推進企業については、企画提案者としての加対象となるので、企画提案書と併せて別紙「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表」（証明書類添付含む）を添付すること。

※ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の適合確認表様式

（下記よりダウンロード可能）

http://wwwtb.mlit.go.jp/tohoku/kobo_kikaku/wa-kuraihubaransu_youshiki.doc

4. 手続等

(1) 担当

〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1

東北運輸局 交通政策部 交通企画課 小野寺、鈴木

電話022-791-7507 ファクシミリ022-791-7539

電子メールアドレス「tht-koutsukikaku@ml.mlit.go.jp」

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：平成30年12月7日から平成30年12月18日まで

場所及び方法：東北運輸局ホームページからダウンロード

http://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/kobo_kikaku/kyosokoji.html

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限：平成30年12月18日（火）17時00分

場 所：(1)に同じ。

方 法：持参、郵送（書留郵便）、電子メールの何れかによること。

提出部数：5部（紙媒体提出の場合）

(4) 説明会の日時及び場所等

当該企画提案募集にあたっては、説明会の実施はありません。

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

ヒアリングを実施する場合には、別途ヒアリング日時及び場所を通知し実施する。

5. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 4.(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 企画競争委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行なわない。

(5) 提案書に虚偽の記載を行なった場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについて、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8) 談合等不正行為があった場合の違約金等については、以下のとおりとする。

① 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、東北運輸局の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として東北運輸局の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この事業の契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

二 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令（次号において

「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

② 受注者が前項の違約金を東北運輸局の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を東北運輸局に支払わなければならない。

(9) その他の詳細は説明書による。